

告示

埼玉県選管告示第十一号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「用紙に記載した」を「用紙（県選挙管理委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に記載し、又は記録した」に改め、同条第二項中「正副二通」、「手札型、」及び「正副二葉」を削る。

第四十四条第二項中「手札型、」及び「正副二葉」を削る。

第四十五条第一項中「黒色の色素により記載し」を「無彩色で記載し、又は記録し」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第三項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改め、同条第四項中「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第五項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に、
「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第四十六条第一項中「記載した」を削り、「記載」を「記載又は記録」に改める。

第四十七条第一項中「正副二通」を削る。

第五十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別記第二十号様式中「本号」を削り、「2冊（別紙のとおり）」及び「2葉（別紙のとおり）」を「別紙のとおり」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。